

## 飯豊町義務教育学校開校準備委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 飯豊町義務教育学校の開校にあたり必要な事項を調査・検討するため、飯豊町義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 義務教育学校の開校に向けた準備に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 委員会は、教育委員会の求めた事項について調査・検討を行い、結果を教育委員会へ報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者のうちから教育委員会が指名する者
- (2) 小・中学校運営協議会の会長の職にある者
- (3) 小・中学校のPTA会長の職にある者
- (4) 小・中学校の校長の職にある者
- (5) 認定こども園の園長の職にある者
- (6) 飯豊町教頭会の会長の職にある者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、義務教育学校開校の日までとする。ただし、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を新たに委員として委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (専門部会)

第7条 委員会に、別表に掲げる専門的な事項等について、委員会の承認を得た委員等の構成により調査・検討を行う専門部会を設置する。この場合、調査・検討の結果を委員会に報告する。

(専門部会の部会長・副部会長)

第8条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部員の互選によりこれを定める。

2 部会長は会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 専門部会は、部員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 専門部会は、当該部会の所掌事項に係る調査・検討が終了したときには、その結果を委員会に報告しなければならない。

(部員の任期)

第10条 専門部会の部員の任期は、当該専門部会に係る前条第3項の規定による報告の終了をもって満了とする。ただし、地位等にあるため部員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、部員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を新たに部員とする。

(秘密の保持)

第11条 委員及び部員は、委員会及び専門部会において知り得た個人的な情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会、専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課及び社会教育課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

## 別表 (第2条、第7条関係)

	調査・検討事項
総務部会	○学校名、校歌、校章等 ○庶務経理、各種移設等 ○閉校式、開校式準備 ○その他、総務部会に属する事項

教育課程部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育目標、経営方針、重点等</li> <li>○校務分掌、評価計画・通知表、研修計画等</li> <li>○年間教育計画、日課表、教科担任制・時間割等</li> <li>○その他、教育課程部会に属する事項</li> </ul>
学校運営部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習、特別活動、生徒、保健安全指導計画等</li> <li>○同・異学年交流、リーダー育成等</li> <li>○部活動</li> <li>○その他、学校運営部会に属する事項</li> </ul>
保護者・地域部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA、後援会、学校運営協議会</li> <li>○地域学習、地域の中での子どもの活動</li> <li>○通学路、スクールバス</li> <li>○その他、保護者・地域部会に属する事項</li> </ul>